

(趣旨)

第1条 この細則は、創価大学通信教育部学則（以下「学則」という。）第30条、第31条、第32条、第33条及び第34条に基づき、通信授業試験及び面接授業試験の実施に関する事項を定める。

(通信授業試験)

第2条 通信授業試験（以下、「科目試験」という。）は、学則第27条の通信授業における試験であり、本学の校舎・施設又は本学指定の場所において実施する。

2 科目試験の日時及び試験会場は、機関誌に掲示する。

(科目試験の方法)

第3条 試験の方法は、筆記試験とし、試験の時間は1科目50分とする。

(科目試験の受験資格)

第4条 科目試験を受けるためには、所定の教育費を納入し、かつ、所定の報告課題（以下、「レポート課題」という。）について学習報告（以下、「レポート」という。）を1単位につき1通提出しなければならない。

(科目試験の受験手続)

第5条 受験資格を満たす正科課程の学生及び科目等履修生は、受験を希望する授業科目（以下「受験科目」という。）について、所定の受験申込期間に受験手続を行わなければならない。

2 受験申込した正科課程の学生及び科目等履修生が、前条に定める受験資格を満たしている場合、受験科目の受験を許可し、受験票を発行する。

3 1回の科目試験で、所定の科目を午前に最大で2科目、午後には最大で2科目受験することができる。

4 受験を許可された受験科目以外は、受験することはできない。

5 受験申込期間に受験手続を行わない場合は、受験することはできない。

6 受験手続に関する詳細は、そのつど機関誌に掲示する。

(科目試験の再受験)

第6条 科目試験に不合格の場合は、履修登録している期間内に再度受験手続し、受験することができる。

(科目試験の監督員)

第7条 科目試験の実施に際しては、各試験会場に1名又は受験者数に応じて相当数の試験監督員を置く。

2 試験監督員は、本学の教職員及び本学が委嘱した者が担当する。

3 試験監督員は、試験を公正に実施するものとする。

(科目試験実施の原則)

第8条 科目試験は所定の日時に実施することを原則とするが、交通機関の運休、台風・積雪等により中止等の措置をとることがある。

2 前項の措置については別に定める。

(スクーリング試験)

第9条 メディア授業（スクーリング）及び面接授業に関する試験（以下「スクーリング試験」という）は、学則第28条の面接授業における試験であり、本学の校舎・施設又は本学指定の場所において実施する。

(スクーリング試験・メディア授業（オンデマンド）試験の方法)

第10条 試験の方法は、筆記試験及び実技試験とする。

2 スクーリングの試験の時間は1科目50分とする。

3 メディア授業（オンデマンド）の試験時間は各科目の指定時間とする。

(スクーリング試験・メディア授業（オンデマンド）試験の受験資格)

第11条 スクーリング試験を受けるためには、所定の教育費及びスクーリング受講料を納入しなければならない。また、メディア授業（スクーリング）及び面接授業を所定の時間数、受講をしなければならない。

2 メディア授業（オンデマンド）の試験を受けるためには、一定期間内に一定時間、受講しなければ

ばならない。

(スクーリング試験の再試験)

第12条 スクーリング試験に不合格の場合は、履修登録している期間内にスクーリングを再度受講するか、又は科目試験の際にスクーリング再試験として受験手続し、受験することができる。

2 前項のスクーリング再試験の受験手続は、第5条のとおりとする。

(スクーリング試験の試験監督員)

第13条 スクーリング試験の実施に際しては、各試験場に1名の試験監督員又は受験者数に応じて相当数の試験監督補助を置く。

2 試験監督員は、原則として当該科目の担当教員とし、試験監督補助は本学の職員が担当する。

3 試験監督員及び試験監督補助は、試験を公正に実施するものとする。

(受験者の義務)

第14条 受験者は、次の各号を守らなければならない。

(1) 指定された日時・試験場で受験する。

(2) 試験監督員及び試験監督補助の指示に従う。

(3) 試験中は学生証又は登録証、及び受験票又は受講許可書を机上に置く。

(4) 不正を行わない。

(5) 試験中に許可なく退室してはならない。

(6) 答案用紙に所定の事項を記入する。

(7) 退室に際しては、答案用紙を監督者に提出する。

2 前項第2号及び第4号に違反した者の取扱については、別に定める。

(事務)

第15条 この細則に関する事務は、通信教育部事務室教務課が担当する。

附 則

この細則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年12月8日細則第5号)

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年9月4日細則第15号)

この細則は、平成30年4月1日から施行する。